

基いて、政府の社會政策の一として執行されてゐる失業者救濟事業を此方面に向けて貰へば一層善良な道路を維持することが出来るであろう。

道路工事の執行に就ては曾て本會の執行した道路職員講習會に於て講演された事柄であつて、長官が曾て内務省監察官時代に例の炯眼で地方道路行政を監察された其の經驗に基いて所論された所である、工事の請負に關して行はれる不都合な點を指摘し、工事の執行に關しては工事材料の

検收並に其の受拂に關すること工費の内渡及工事竣工期限と違約金の問題、補助工事に關する會計監督、工事の設計に關しては設計の標準單價及歩掛りのことを始め設計變更

に關することに及び、更に材料購入に關することに就き微に入り細に亘つて論述され、其所論は人の肺腑を衝く感がある、従つて本文は道路工事の執行に方る者は是非讀すべき名文であると同時に、行政廳を監督する任にある者も亦必讀すべき論文である。

路政漫談

谷口松雄

「鶏肋」と言ふ字句がある、何でも鶏の脾腹の肉のこと。喰べるにはでがないが、さりとて捨てるには惜しいと言ふ

いよりまし。で、何かの役に立つ物と言ふ意義だつたやうに記憶する。

若輩の私が「道路の改良」誌上に、鳥游がましく何か書

ことは、僭越の至りで、一流大家の論説、研究、批判等の驕尾に附しても、もとよりお目に留る何物も無いかも知れぬ。が、貧棒人も小さいなりにも世帶を切りまわして、富豪と同じ太陽の下に生きて行かれると同様に、小さい者は小さいだけの切りまわし方を研究し、心得て居る、暮しを立てゝる。それで、小さい世帯の話をして皆様のお書きに入れて何かの参考にならぬとも限らぬ。道路改良會の田中幹事から、何か書いたら何うだと言つて頂いたのに力づけられて書いて見ようと思ひ立つた、勿論菲學淺才、徒らに、貴重な紙面を潰すに過ぎないかも知れぬことを内心恐れて居るが、先に申上げたやうに「鶏肋」と切り出して少しは御参考になるだらうと己惚れを起して書く、論旨固より一貫のものを擣げて立つたのでなく、思ひ附いたまゝを順序もなく、構文の思索もなく漫然と書き初めて行くまゝに、題して路政漫談。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇
「道路の改良」誌ももう十一卷を以て數へるやうになつ

た。第一卷第二卷時代の貧弱なバンフレットの域を脱し得なかつた當時のものから手許に持つてゐる私には、今昔の感(?)に堪へない。今日の本誌の堂々たる論陣、貴重なる研究の發表其の他記事の一宇一句が、我國路政の爲に千鈞の價値あることは今更私が嘆々するまでもないことであるが、唯、私が、思ひ惑つてゐる點は、此うして日に月に、號を逐ひ卷を重ねて内容を逐次充實せられる本誌に、未だ地方道路の改良の實際、改良方法の内容紹介等が掲載されないことである。勿論東京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸等所謂六大城市や、其の各府縣の方々が、各府縣下に施行されてゐる各種道路事業に就て紹介又は發表せられたことは多々あつたが。所謂所變れば品變るで、全國各府縣同一律の道路の改良方法を探ると言ふことは、理想であつて實現は至難である、地勢の關係、財力の關係其の他のいろいろな理由に依つて定規に當て嵌めたやうな仕事をするわけには行かない。が、所によつては、其れ等異つた條件の内にも類似點を多分に持つてゐる府縣が、必ずやあり得る

と思ふ。そこで、各府縣路政に當つてゐられる方々が、お互に、自分の府縣には此う言ふことをやつてゐる、成績は此うである、結果は良好である、或ひは失敗してゐる等のことを、本誌に發表せられたならば、お互に他の長を探り我が短を捨て、或ひは前轍を履まぬ戒めともなつて良いだらうと思うが、其の點に付て今までの本誌は少しも利用せられてゐない。勿論私は編輯部に緣故もなく又本誌の現在の編輯方針が、何うなつてゐるかはまるで知らぬけれども、事苟しくも路政の改善に關することならば、本誌に掲載されるのは勿論であらうと思ふ。六大都市であるとか或ひは財力の豊富な府縣の事業發表も勿論必要であるが、財力に恵まれず、且つ地の利を得てゐない僻遠の府縣にも夫れ相應に考究せられた道路改良方策を持つ筈であり、それを本誌上に發表せられることは、財力豊富なる府縣の事業發表よりも一層有効に、お互の参考になる事例が多いだらうと思ふ。

地方道路の改良を策するには地方の實情に即した方策に

そこで、先づ、こんな提唱をする私から此の種の記事の

依らなければならぬのは勿論であるが、地方道路を如何に改良すべきやに就て、所謂獨りよがりの仕事ばかりしてゐたり、或ひは、咀嚼せざる理論一點張りで押し進められては、何にもならない。だから、お互の仕事に就て充分意見なり或ひは實際に付て發表されたならば、相互の利益は勘くないと思ふ。此の點に就て、地方讀者に呼びかけ併せて、編輯當局に於ても其れに對して相當の紙面を割愛するやうにお取計ひを願ひたい。そして各方面から其の欄を利用する人が輩出する様にして頂きたいと思ふ。私は自分の甲羅に似せて、各府縣を單位として話してゐるが、これは府縣の路政當事者に局限すると言ふのでなく、市町村の方々でもよしまだ一般愛讀有志者からでも良いと思ふ。勝手に投稿出来る様にして頂ければ結構だと思ふ。但し少女雑誌の讀者欄の様に「私は本月から皆様のお仲間入りをしました、何分よろしく……」流儀ぢや困るが……。

皮切りを勤めさせて頂くことにする。何しろ前にお断りした如く、とりとめのない、思ひついたまゝを並べる本統の漫談であるが爲、内容の貧弱であり、反響の薄いことは、笑はれぬ先から兜を脱いで置く、唯、それでゐて猶且つ前座を勤める所以のものは、私の皮切りによつて、後から續々と有益な記事を地方路政當事者から提供して頂きたいが爲に外ならない。

互に問ひ合せたこともないし、私自身知る範囲での他府縣の實例としても四五の府縣に在つたこと、それもカツキリした正式のものゝ少かつたこと等から推して、今更持ち出したつて、後れ過ぎてはゐないと已惚れて書くことにする、で、未だこしらえて居ない地方の方々には、何かの御参考になると思ふ。

私の材料は勿論茨城縣の事業に付てお話をするのを本體としてゐるが、前申し述べた如く漫談である以上、又書き手が、私である以上(?)何處から脱線するかわからないが、精々氣をつけて書き続ける積りで居る點だけは買つて頂いて、大目に見て頂きたいと思ふ。

さて、道路法が施行せられて以來満九ヶ年の年數を経てゐる今日、こんな話を持ち出して、何を古いことをと笑はれるかも知れないが、地方に居て、相互に、豫算の金額、編成方法、道路の一里當りの維持修繕費等の照復はあつて

道路警戒標附名所案内標 芙城縣管内にも今までに、地方毎の自動車組合の手で、又は各地警察署の手で、思ひ思ひの意匠による警戒標があるにはあつたが、簡単なものやアクリドイもので、何れも大正十一年内務省令第十一號の規定に合致するものはなかつた。併しながら日を逐うて盛になる自動車交通の國際化(?)は一地方の自動車運轉手が其の地方のみを運行すると言ふ單純さを驅逐してしまひ、遠く隣縣又は東京方面との來往が日に月に頻繁になつて来て、全國共通の警戒標建設の必要を切實に感じさせるに至つた。

據て、道路法が施行せられて以來満九ヶ年の年數を経て
る今日、こんな話を持ち出して、何を古いことをと笑は
れるかも知れないが、地方に居て、相互に、豫算の金額、
編成方法、道路の一里當りの維持修繕費等の照復はあつて
も、未だ、今から述べようとする各種標識類に付ては、お

それから、此れは道路標識と言ふよりも一種の土地案内

と言ふべきもので、警戒標とは或る意味から言へば反対の遊樂的氣分を起させる品物と言えるが、國道府縣道から容易に分岐到達し得る名勝地、舊蹟地の案内標を建てたら何うかと考えた。道路本來の使命が何う此うと固苦しい議論は姑く措き誰でも通る道路ならば、遊樂のためのドライブの一組や二組は有る筈、その人達への便利も考え、或ひは其の地方の發展の一助ともなり且つは、土と砂と砂利、アスファルトとコンクリート等堅い冷い感じしかせぬ道路夫れ自身の姿にも一抹の温か味を持たせもすると言ふ變態的道路愛護から考えたものであるが、名づけて名所案内標とし、地方での名所と言ふべきものには、それが、史蹟名勝天然紀念物保存法に依り指定されてゐるるに拘らず、案内する價値あるものを順次建設して見ようとしたものである。

以上の二つの標識を建てやうと計畫の時恰度、縣警察部の斡旋で、縣下自動車業者の一大聯盟たる茨城縣自動車協會が成立した、仍て、縣土木課から、自動車協會に此の二

標識の建設の話をしたら、直に、其の建設費中に第一回分として金一千圓也を、第一回總會で決議して提供することになった。何しろ自動車が、道路利用の絶對勢力者である以上、道路警戒標も、案内標も、自動車が一番其の恩恵を受ける歩合が多い。さうした點からして、自動車協會が、その建設費中へ寄附をすることは、自分達が最も多く利用する物の建設に自分が關與したと言ふ感じを持たせ、同時にそれは、警戒標に對する自動車業者の注意力を濃厚にする効果をも併せて最も時宜に適したことゝ言ひ得ると思ふ。仍て、此の寄附金と、縣費一千四百八十五圓とを合せ合計二千四百八十五圓を以て第一回事業として國道、主要幹線府縣道中にこれを建設することゝした。

警戒標の種類は省令に定むる交叉、右曲り、左曲り、上り下り、踏切、學校の七種を作り、柱は正九糧角材白ペンキ三回塗、文字板(警戒板)及三角板共厚〇・二五糧の杉板用の木口は蟻仕上として歪みを防ぎ、三角板、警戒板は缺込み鉄継附けとして柱に取付けた。三角板の赤色、警

戒板地色の黒、文字の白ともにベンキ仕上げ寸法は何れ

も省令の

規定に従

つてゐる。

尙こ

れは、當

事者の凝

り性に過

ぎないか

も知れな

いが、各

地方毎に

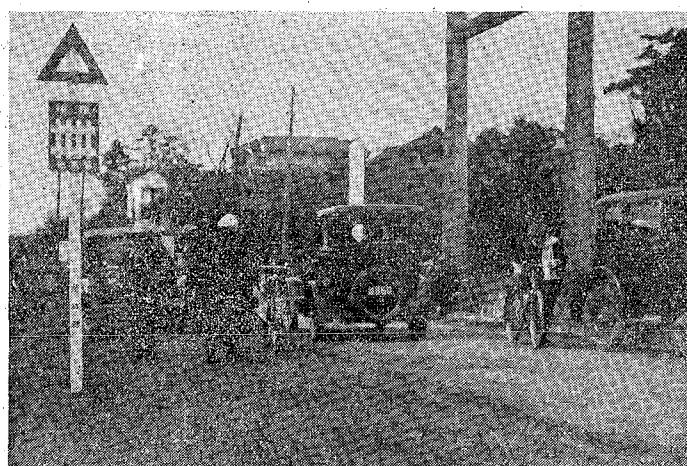
製作させ

ると字體

の不統一

とか、大

きさに少しづつの差異があつて面白くないと考え、全部水



(一)標戒警切踏たて延に道國下闢公磐常市戸水い高名で梅

戸市で製作して各地に在る土木出張所に配給し、土木出張所の手で建植を行つた。

警戒標の第一回建設數は三百三十一本で、一本當りの費用は六圓九十四錢で済んだ、事故による損傷に對しては高くはないと思ふ。尙第一回のこの建設數は全縣下國道府縣道の割合から云えば四十バーセントに過ぎないから引續き建設せらるゝ筈である。

これで大體幹線道路には行き亘つてゐる。自動車で走つても取越苦勞は大變に減じたわけである。尙これの建設について、何故警戒板及三角板に木板を用ひたかに付て一言するが、鐵板は厚いものは得難く、薄いものは感じが悪いので木板を用る、又磁磚板にしなかつたのは、不幸にして我邦の子供達或ひは大供達は、此の種の物を良い玩具にしたがり、石投げ等の適當なる標的に利用(?)する、それで磁磚板にすると石が當つた點が、直ちにバチンと彈けて命を的確に示し遊戯者のプライドを一層高める。それで板面は可惜蜂の巣の如き彈痕を止めて直ちに惨憺たるもの

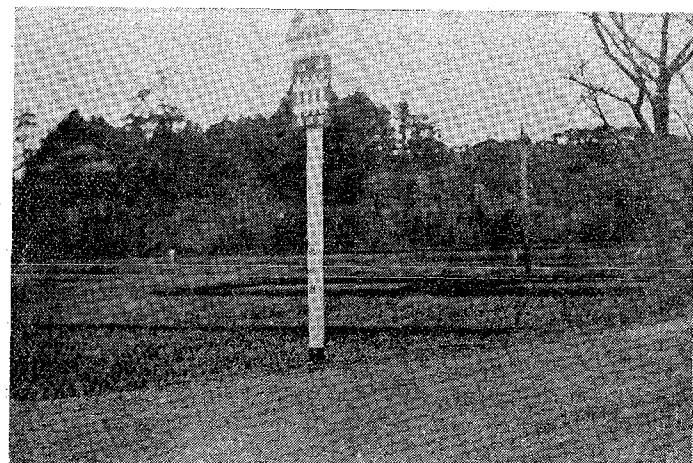
になる。これは私が、或る縣の實際を見て切實に感じたもので、磁器製作者にはお氣の毒だが、此の種のものには日本の大供子供が自覺する時期迄は適當だと言ひ兼ねる爲木板にベンキ塗りと言ふことにしたのである。今までに未だ本縣の警戒標が石投げの標的になつてゐる様であるから稍成功かと思ふ。或ひは茨城縣の大供子供はおとなしい所爲でせうと褒めて頂ければ尙更結構であるが……。

次は名所案内標、これは何も制式のものはあるわけはないが、柱の大きさ、高さ等は大體警戒標に準じて、警戒板の位置に案内板を置いもので、板の大さは從四十粩横五十粩厚〇・一二五粩のものを柱全部に切ん込んで篠めたもので板は一米長の板を二ツ切りとして使ひ表裏共に同じ體裁に仕上げて總白ベンキ三回塗り文字は黒、板の木口は矢張り切込蟻仕上とした。寫眞の現物はハツキリしてゐるが、印制して明瞭を缺くかも知れぬから（印刷屋サンに叱られるかも知れぬが）板面の説明をすると、先づ、板の柱寄りの肩に指形を描き、その下に「これより五六〇米」、中央に

「願入寺、岩船夕照」、末行に「(水戸八景の一)」とある。

これは名所たることを簡單明瞭に表示する

ために、中央本文及末行は適當な字句を用ゐること



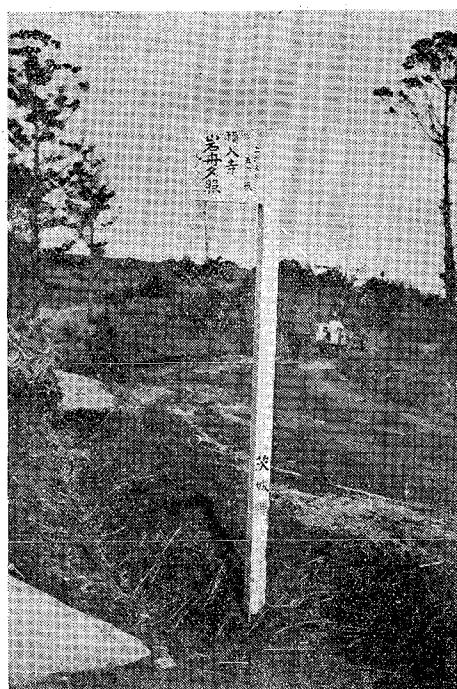
路線道鐵線盤常が籠のそ部一の園公磐常が丘の景背(二)上同

れより何

米」は何れのものも同一體裁にしてある。

建設場所は名所の所謂表参道たるべき所の入口に建てその分岐點の國道又は府縣道の路肩に立てた。警戒標は常に進行方向に向つて左側に立てるが、名所案内標は都合よく

良いことだらうと思ふ。



道路警戒標及名所案内標に先立つて、茨城縣では道路方向標を建ててゐる、これは矢張り大正十一年内務省令第十一號の規定に準據したもので、所内案内標これも道路交通の國際化の爲他府縣の自動車や人

名所が左側ばかりにはならないから仕方なしに、名所に入る側の路肩に立てた。
 (板の恰好は今少し研究して形を變へるを得たら又御批判を仰ぐ)

これの第一回建設本數三十七本、其の一本當りの費用は

建設手間共五圓五錢也。以上警戒標、名所案内標とも出來上つてから既に五六ヶ月を経て、其の建設效果が、日を逐うて私たちの耳に嬉しく入る。自動車協會の方でも氣持の

道路警戒標及名所案内標に先立つて、茨城縣では道路方向標を建ててゐる、これは矢張り大正十一年内務省令第十一號の規定に準據したもので、所内案内標これも道路交通の國際化の爲他府縣の自動車や人が、迷子にならぬ様にと昨年中に建てたもので、大體に於て縣下全般の國道府縣道の分岐點には行き亘つた。費用は全部縣費でやり、これには他から寄附は無かつた。建設總數二百六十五本、此の費用合計一千八百十六圓、一本當金額は、板の種類によつて違ひ、十字型板が八圓五十五錢、丁字型板が、七圓十八錢L型又は一字型は五圓六十九錢に當つてゐる勿論これは

建設手間も含んでゐるから現物は今少し安いわけである。

建て上りの高さ、板の大きさ等は省令の規定に依り文字其

の他も大體適當だらうと思ふ太さにした。柱の太さは正八

粂角、板と柱との取付は背面で隠し、捻釘止めとし、總白

ベンキ三回塗、板は厚二五粂の杉材一面一枚継ぎ縫ひ合せ
とし木口は矢張り蟻仕上げとした。(以上三標識の
設計詳細は参考の爲末尾に附)

これも、鐵板を用ひては、薄いものでは感じが

悪い厚いものは又因るので板にすることにした、

唯こゝに建てて見ての悩みの種が一つある、それ

は、未だ全部の國道府縣道が改良済でない爲に路

幅のあまり廣くない所では、自動車などでも路側

を通行するの止むを得ない爲、路肩に立てた方向

板が、時々自動車や荷車の肩が板の端に引つ懸つ
て傷められることである、仰向けんか、體裁悪し。

高くせんか、見難し。で困つてゐる場所が所々にある。唯

一の解決策は結局の所路幅を擴げて、車馬が、路端を通ら

なくとも済むことにせなければならぬのであるが、沙彌か

ら一足飛びに長老にはなれぬ。先づく道路の改良に精進
して此ん度悩みを無くすることに努めの外は無い。



先づこれだけで、道路の標識として重要なものは揃つて

る、これに、今計畫中の新式一里塚たる五粂毎の杆程標

(これは稿を改めて後にする)をたよりに来れば茨城縣管



のもたし示を面二の板向方型 T

來ると言ふもの。お客様引のために、田中幹事の東海道膝栗毛を眞似て縣内案内記でも書ければ良いが、まわらぬ筆で風景を叙して、却つてお客様を追つ拂ふんぢや、自然の風景に對しては固より、縣民諸彦に對しても申譯ないので、おもむろに、案を練り、文を修して又書かせて貰ふことにして、漫談の第一巻は此の邊で措筆とする。

唯最後におことわり申上げねばならぬのは、文字の武骨からして警戒標その他の設備を私一人でこしらえ上げたかの様に書き立てて來たが、これは勿論私の發案でなく岩崎茨城縣土木課長の發意によつて出來上つたもので、其れを容易く成就せしめた上司の道路改良に對する特別なる努力をも併せ誌して、以て因て來る所を明にし、他人の功を私の漫談の種にしたことのお詫びともする次第である。(終)

道路 方 向 板

方向板

長一米幅三十粍厚二粍五の杉赤身乾燥材を使用し合端合釘差込剥き兩端枠縁長一米二幅四粍五厚二粍五の同種材料を二つ切使用

蟻入鉛縫付ヘンキ三回塗
標柱

長三米九粍杉角乾燥材を使用方向板組合せ柱へ取付鉛止根擋コルタ一塗根入六十粍に建込ヘンキ三回塗

道 路 警 戒 標

警戒板

長八十粍幅三十粍厚二粍五の杉赤身乾燥材を使用し合端合釘差込剥き兩端枠縁長一米二幅四粍五厚二幅五の同種材料を二つ切使用蟻入鉛縫付ヘンキ三回塗

三角板

長一米八幅拾粍厚二粍五の杉赤身乾燥板を三つ切續手相欠き鉛止標柱

長三米八九粍杉角乾燥材を使用警戒板及三角板共柱へ欠鉛縫付根
揚コルタ一塗根入六十粍に建込ヘンキ三回塗

名 所 舊 蹤 標

標板

長一米幅二十粍厚粍五の杉赤身乾燥材を二つ切使用し合端合釘差込剥き一端枠縁長四十粍幅四粍五厚二粍五の同種材料を使用蟻入鉛縫付ヘンキ三回塗

標柱

長三米九粍杉角乾燥材を使用頭部挽割標板挿込み柱兩面より込栓
止根揚コルタ一塗根入六十粍に建込ヘンキ三回塗